

料金表

(低圧)

中国電力管内

2026年 1月 1日実施
株式会社情熱電力

料金表

目次

1. 契約種別	1
2. おうち電気プラン	1
3. お仕事電気プラン	2
4. 低圧電力 A プラン	3
5. 日割計算の基本算式	4
6. 解約手数料	5
7. 本料金表の変更および廃止	5
附 則	7
1. 実施期日	7
別 表	8
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	8
2. 燃料費調整	9
3. 使用電力量別割引一覧	10
4. 契約電力別割引一覧	12
5. 燃料費調整額を時限的に軽減する規定	14

この料金表（以下「本料金表」といいます。）は、中国電力管内における当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯、小型機器または動力をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、本料金表に定める基本料金、電力量料金および燃料費調整における基準単価の金額は全て消費税等相当額を含みます。

1. 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別
電灯需要	おうち電気プラン
	お仕事電気プラン
動力需要	低圧電力Aプラン

2. おうち電気プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

最大需要容量6キロボルトアンペア未満であること。

(2) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額および別表3（ユニバーサルサービス調整）によって算定されたユニバーサルサービス調整額を加減したものといたします。割引が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引が適用される場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	759円68銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの 1キロワット時につき	32円75銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1キロワット時につき	39円43銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円55銭

(3) 割引

イ 使用電力量別割引

その1月の使用電力量毎に定められた割引率を最低料金に乗じます。割引率については、別表3（使用電力量別割引一覧）のとおりとします。

ロ Web確認割引

毎月の電気料金のお知らせをマイページで確認することとし、郵送を不要とした場合に毎月の最低料金を2%割引いたします。

3. お仕事電気プラン

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1需要場所において低圧電力プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力Aプランとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものとします。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額および別表3（ユニバーサルサービス調整）によって算定されたユニバーサルサービス調整額を加減したものといたします。割引が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引が適用される場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	447円97銭
-------------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

120キロワット時までの1キロワット時につき	30円6銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円15銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円17銭

(5) 割引

イ 使用電力量別割引

その1月の使用電力量毎に定められた割引率を基本料金に乘じます。割引率については、別表3（使用電力量別割引一覧）のとおりとします。

ロ Web確認割引

毎月の電気料金のお知らせをマイページで確認することとし、郵送を不要とした場合に毎月の基本料金を2%割引いたします。

4. 低圧電力Aプラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとします。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額および別表3（ユニバーサルサービス調整）によって算定されたユニバーサルサービス調整額を加減したものといたします。割引が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引が適用される場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1163円92銭
---------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

1キロワット時につき	夏季	26円80銭
	その他季	25円51銭

ハ 力率割引および割増

力率が85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(5) 割引

イ 契約電力別割引

ご契約時の契約電力毎に定められた割引率を基本料金に乗じます。割引率については、別表4（契約電力別割引一覧）のとおりとします。

5. 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

- (2) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。また、契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合は、料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。低圧電力プランのお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (3) 電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の(1)および(2)にいう検針期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日等から、供給開始の直後の検針日等の前日までの日数といたします。

ロ 電気需給契約を解約した場合

解約日の直前の検針日等から、当社が次の検針日等としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

6. 解約手数料

- (1) お客さまが電気供給開始日から起算してイに定める最低利用期間に満たない時期において電気需給契約の変更または解約を希望する場合は、(2)の場合を除き、最低利用期間の残余期間に関わらずロに定める解約手数料を要します。

イ 最低利用期間

1年間

ロ 解約手数料

2,000円＋消費税

- (2) 電気需給契約の変更または解約が次による場合、解約手数料は発生いたしません。

イ 建替により解約する場合で、建替後も当社との電気需給契約を継続する場合

ロ 当社の供給する地域内での転居により解約する場合で、転居後も当社との電気需給契約を継続する場合

ハ 当社の供給する地域外への転居により解約する場合

ニ その他お客さまの責めに帰さない事由で解約する場合

7. 本料金表の変更および廃止

- (1) 当社は、本料金表を変更する場合には、電気需給約款2（変更）に準じます。
- (2) 当社は、本料金表を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 本料金表の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（変更）(2)および(3)に準じます。

附 則

1. 実施期日

本料金表は、2026年1月1日から実施いたします。

別 表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(3)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(イ) 1 キロワット時当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300 - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準価格}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロワット時当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300) \times \frac{(2)\text{の基準価格}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等

毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金を適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 最低料金が適用される契約種別の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ イ以外の場合

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 1キロワット時当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の離島基準価格}}{1,000}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300) \times \frac{(2)\text{の離島基準価格}}{1,000}$$

(ハ) 1キロワット時当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合
離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - 79,300) \times \frac{(2)\text{の離島基準価格}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等

毎年 11 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金が適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 最低料金が適用される契約種別の場合

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 銭 7 厘
電力量料金	蒸気をこえる 1 キロワット時につき	1 厘

ロ イ以外の場合

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

3. 使用電力量別割引一覧

基本料金に以下の割引率を乗じた金額を割引額といたします。

使用電力量	割引率
0 kWh ~ 199 kWh	1 %
200 kWh ~ 299 kWh	3 %
300 kWh ~ 399 kWh	5 %
400 kWh ~ 499 kWh	7 %
500 kWh ~ 599 kWh	9 %
600 kWh ~ 699 kWh	11 %
700 kWh ~ 799 kWh	13 %
800 kWh ~ 899 kWh	15 %
900 kWh ~ 999 kWh	17 %
1000 kWh ~	19 %

4. 契約電力別割引一覧

基本料金に以下の割引率を乗じた金額を割引額といたします。

契約電力	割引率
～ 4kW	1 %
5 kW ～ 14 kW	2 %
15 kW ～ 24 kW	3 %
25 kW ～ 34 kW	4 %
35 kW ～ 44 kW	5 %
45 kW ～	6 %

5. 燃料費調整額を時限的に軽減する規定

(1) 適用範囲

この燃料費調整額を時限的に軽減する規定は、弊社の電気供給約款にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

(2) 適用期間

適用期間は、2023年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。

(3) 燃料費調整

燃料費調整とは、電気供給約款の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

(4) 料金

(2) 適用期間に定める適用期間における、電気供給約款に定める電力量料金は、弊社の料金表（低圧）の別表に定める燃料費調整によらず、料金表（低圧）の別表に定めた方法によって算定されたそれぞれの月の燃料費調整単価から、下記別表によって算定される燃料費調整単価を差し引くものといたします。

別表

燃料費調整単価（（2）適用期間に定める適用期間において時限的に適用されるもの）

(1) 基準燃料費調整単価（通常の燃料費調整単価）

(2) 燃料費調整単価

・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－特別措置の燃料費調整単価

・特別措置の燃料費調整単価（2023年1月から2023年8月のご使用分）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭（税込）
------------	-------------	-----------

・特別措置の燃料費調整単価（2023年9月から2024年4月のご使用分）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3円50銭（税込）
------------	-------------	-----------

・特別措置の燃料費調整単価（2024年5月のご使用分）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1円80銭（税込）
------------	-------------	-----------

・特別措置の燃料費調整単価（2024年8月から2024年9月のご使用分）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4円00銭（税込）
------------	-------------	-----------

・特別措置の燃料費調整単価（2024年10月のご使用分）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円50銭（税込）
------------	-------------	-----------

・特別措置の燃料費調整単価（2025年1月から2025年2月のご使用分）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円50銭（税込）
------------	-------------	-----------

・特別措置の燃料費調整単価（2025年3月のご使用分）

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1円30銭（税込）
------------	-------------	-----------

- ・特別措置の燃料費調整単価（2025年7月のご使用分）

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 0 0 銭（税込）
-------------	-------------	---------------

- ・特別措置の燃料費調整単価（2025年8月のご使用分）

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 4 0 銭（税込）
-------------	-------------	---------------

- ・特別措置の燃料費調整単価（2025年9月のご使用分）

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 0 0 銭（税込）
-------------	-------------	---------------

- ・特別措置の燃料費調整単価（2026年1月のご使用分）

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4 円 5 0 銭（税込）
-------------	-------------	---------------

- ・特別措置の燃料費調整単価（2026年2月のご使用分）

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4 円 5 0 銭（税込）
-------------	-------------	---------------

- ・特別措置の燃料費調整単価（2026年3月のご使用分）

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 円 5 0 銭（税込）
-------------	-------------	---------------

（３） 燃料費調整額

燃料費調整額は上記によって算出した燃料費調整単価に、当該月のお客さまの使用電力量（キロワット時）を乗じた金額を適用いたします。

※ 但し、ここで規定された内容は、期間や特別措置の燃料費調整単価など変更する可能性があります。